

学校法人貞静学園貞静学園短期大学と文京区との相互協力に関する協定

学校法人貞静学園貞静学園短期大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、甲の学術研究の発展及び人材の育成並びにその保育施策の充実を図り、もって保育に係る人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 甲による保育に係る学術研究の成果及び人材の提供
- (2) 甲及び乙の施設の相互利用
- (3) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月9日

東京都文京区小日向一丁目26番13号

甲 学校法人貞静学園貞静学園短期大学

代表者 学長

奥 明子

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

学校法人貞静学園貞静学園短期大学と文京区との相互協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、学校法人貞静学園貞静学園短期大学と文京区との相互協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(児童館等における行事への協力)

第2条 学校法人貞静学園貞静学園短期大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）に対し、甲の教職員又は学生を派遣し、乙の児童館等において実施する行事に協力する。

2 前項の規定による協力の内容については、甲乙協議の上、決定する。

(学術研究の成果の提供とその支援)

第3条 協定第2条第1項第1号の規定により、乙は、甲の学術研究の成果を発表する場及び機会の提供に努めるとともに、文京区後援名義等使用承認事務取扱要綱（61文総総発第600号）による後援等を行うよう努める。

2 前項のほか、甲の開催する公開講演会等について、甲から当該公開講演会等の広報に係る依頼があったときは、乙は、その広報について協力するよう努める。

3 甲は、その学術研究の成果により学校教育、生涯学習、IT人材育成その他の乙の施策に協力する。

(施設の利用)

第4条 協定第2条第1項第2号の規定により、甲及び乙は、甲の学術研究の発展及び人材の育成並びに乙の保育施策の充実のために、それぞれが保有する施設を会場として確保する等、相互に円滑に利用することができるよう努める。

(その他の協力内容)

第5条 第2条から前条までに掲げるもののほか、協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。